

国連軍縮特別総会最終文書

Final Document of the Special Session of
the General Assembly devoted to Disarmament.

黒 沢 満

国連軍縮特別総会 (The Special Session of the General Assembly devoted to Disarmament) が、本年五月二三日から六月三〇日にかけてニューヨークで開催された。この軍縮特別総会は、一九七六年にコロンボで開催された第五回非同盟諸国首脳会議において採択された政治宣言に含まれる特別総会開催の勧告を受け、同年の第三二回国連総会が、「一九七八年五月／六月にニューヨークで軍縮特別総会を開催することを決定する」という決議 31/189 B を投票に付すことなく採択することにより開かれたものである。

同決議により設置された五四カ国からなる準備委員会 (A/AC.187) は、一九七七年三月から一九七八年四月にかけて五回会期を開いた。この準備委員会に対し各国は軍縮全般にわたるその見解を提出し、さらにいくらかの国家および国家グループは、最終文書に盛り込まれるべきさまざまな草案を提出した。また国連事務局は、準備委員会の作業を援助するため、いくつかのバックグラウンド・ペーパー、ワーキング・ペーパーおよび各国提案の比較表を準備した。準備委員会に提出されたこれらの文書は全部で一一四にもなる。それらを基礎に準備委員会の手による最終文書草案 (Report of the Preparatory Committee for the Special

Session of the General Assembly devoted to Disarmament, Vol. 1, (A/S-10/1), pp. 16-49) が示されたが、これは合意の見られない一〇〇カ所以上が括弧つきで表現された文書であった。

一九七八年五月二三日より開かれた特別総会では全体で一二六の国連加盟国が一般演説を行ない (A/S-10/PV. 1~PV.25)、そのうちには、国家または政府の元首一〇名、副首相または副大統領四名、外務大臣四九名という極めて高いレベルの各国代表が参加していた。その下に設置されたアド・ホック委員会 (A/S-10/AC. 1) で最終文書に関する審議が行なわれ、実質的には、「序文」「宣言」「機構」を担当する作業グループAと、「行動計画」を担当する作業グループBによる非公式な会合および協議により最終文書作成の作業が行なわれた。六月三〇日にアド・ホック委員会が最終文書草案 (A/S-10/23 (Part II)) を総会に提出し、総会本会議は同日コンセンサスで最終文書を含む総会決議A/RES/S-10/2を採択した。

今回の国連軍縮特別総会は、国連史上初めて開かれたもっぱら軍縮に関する総会であり、五週間余りにわたり軍縮問題に関して積極的な討議が行なわれたことは意義深いことである。国連加盟国の積極的な参加と準備委員会の精力的な活動により、軍縮問題のさまざまな側面が整理され、各国の見解が明確に示されたことも重要である。このように軍縮特別総会は第二次世界大戦後三三年にわたる軍縮交渉の歴史を包括的に再検討し、現在われわれの置かれている立場を明らかにするとともに、今後の進むべき方向をも示しているのである。

以上の軍縮特別総会のさまざまな成果を凝集しているのがコンセンサスで採択された最終文書であり、この文書は、戦後の軍縮に関する総括の文書であるとともに、われわれの今後進むべき方向を示すガイダンスの文書でもあり、軍縮問題を考察する上に、さらに国際の平和と安全の問題を考察する上に不可欠の文書であると考えられる。以下に紹介するのは、国連軍縮特別総会の最終文書の全訳である。なお、最終文書はその内部のタイトルとして第一部「序文」、第二部「宣言」、第三部「行動計画」、第四部「機構」しか含んでいないが、以下の翻訳においては、さらに詳細なタイトルを各部分およびすべての条項につけた。これは、準備委員会草案、アド・ホック委員会草案 (A/S-10/AC. 1/37/Rev. 1) などを参考にし、また内容を吟味して筆者が便宜上つけたものに他ならない。

第一〇回特別総会最終文書

総会は、

核兵器の存在および継続する軍備競争により生じた人類の生存そのものに対する脅威に警告され、あらゆる戦争により生じた破壊を想起しつつ、

軍縮と軍備制限、特に核分野における軍縮と軍備制限は、核戦争という危険の防止および国際の平和と安全の強化にとつて、並びにすべての人々の経済的社会的進展およびそれによる新国際経済秩序の達成の促進にとって不可欠であることを確信し、

国連がもっと効果的な役割を演じるべき調整された忍耐強い努力により、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮を目ざした国際軍縮戦略の基礎を置くことを決意し、

以下のような軍縮特別総会最終文書を採用する。

第一部 序文

1 (安全保障と軍縮) 平和の不可分の一要素である安全保障

という目的の達成は、常に人類の最も強い熱望の一つであった。諸国家は長い間、軍備の保有により自国の安全保障を維持しようとしてきた。諸国家の生存は、ある場合には、適切な防衛手段をあてにすることができるとか、どうかに依存してきたこともある。しかし、兵器の増大、特に核兵器の増大は、今日、人類の将来を保護するよりも威嚇するものとなっている。したがって、この状況を終らせ、国際関係における武力の行使を放棄し、軍縮のなかに、すなわち現存レベルの軍備の削減に始まる漸進的だが効果的なプロセスにより、安全保障を求めるときにきている。軍備競争を終らせ、真の軍縮を達成することは最も重要かつ緊急の任務である。この歴史的な挑戦に対応することは、世界中のすべての国家および人々の政治的経済的利益になるとともに、真の安全保障と平和な将来を確保するという利益にもなる。

2 (軍備競争の危険性) 軍備競争の行く手が閉じられないならば、継続する軍備競争は国際の平和と安全に対するますます増大する脅威、さらに人類の生存そのものに対する脅威となる。核兵器および通常兵器の増強は開発という目的に到達するための努力を立往生させ、新国際経済秩序を達成する道程の障

害となり、人類が直面しているその他の重大な問題の解決を害するおそれがある。

3（緊張緩和と軍縮）すべての国家が参加し、世界のあらゆる地域でのあらゆる国際関係の分野にわたる緊張緩和の力強い進展は、世界中が巻き込まれている軍備競争を終らせるという諸国家の努力に有利な状況をつくりだすだろうし、そのことにより戦争の危険を減少させるだろう。緊張緩和の進展と軍縮の進展は相互に補完しあい、お互いに強化しあうものである。

4（軍縮の一〇年とその失敗）一九六九年に国連が厳粛に宣言した軍縮の一〇年は終りに近づいている。不運にも、当時総会が設定した諸目的はその当時と同じように今日でもほど遠いものであるし、軍備競争は弱まることなく強化されており、それを停止する努力をはるかにしているのが当時よりさらに遠くさえなっている。いくらかの限定された協定が締結されたことは事実であるが、「軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置」はまったくとられていない。それらの措置の履行は緊急に必要である。また効果的な国際管理の下における全面完全軍縮に関する条約の締結へと導くような何らの進歩もなかった。さらに、非生産的な加速する軍備競争に浪費さ

れている莫大な物的および人的資源のほんのわずかを解放することもできなかった。それらの資源は経済的社会的開発のために利用されるべきであるし、特に軍備競争が「開発途上国および先進国の両方に大きな負担となっている」ゆえにそうされるべきである。

5（全面完全軍縮、平和・安全・経済的社会的開発）国連加盟国は、全面完全軍縮が最も重要であり、平和、安全、経済的社会的開発は不可分であるというその人民の確信を十分に知っており、したがってそれに応じる義務と責任は普遍的なものであることを承認している。

6（特別総会の開催）このように力強い意見が次第に形成され、それが国連の歴史において、全く軍縮に専念した最初の特別総会の開催へと導いた。

7（最終文書）この特別総会の成果がこの最終文書である。最終文書の審議は大部分この総会に先立って開かれた五会期にわたる準備委員会で行なわれた。この序文はこの文書の前文の役割を果すものであり、この文書はさらに次の三つの部分、すなわち宣言、行動計画および軍縮交渉のための国際機構に関する勧告から成っている。

8 (宣言) すべての國家の努力の最終目標は効果的な國際管理の下における全面完全軍縮であるが、即時的な目的は核戦争の危険の除去と軍備競争を停止させ逆行させ恒久平和への方向を明確にする措置の履行である。これらの諸問題のあらゆる分野にわたる交渉は、軍縮分野における國連の役割を十分に認識し、この分野における世界中のすべての人民の重大な利益を反映しつつ、國連憲章に規定された諸目的および諸原則の厳格な遵守に基づかなければならない。宣言の目的は、現状を再検討し評価すること、諸目的と優先的な任務を明らかにすること、および軍縮交渉の基本原則を定めることである。

9 (行動計画) 軍縮——その目的を宣言が述べている——を現実のものとするためには、その実現がすぐ可能であるように思われるという合意が存在する措置として一致して選ばれる一連の個々の軍縮措置に合意することが不可欠である。また合意された手続により包括的な軍縮計画を準備することも必要である。その計画はあらゆる必要な段階を経て効果的な國際管理の下における全面完全軍縮へと導くものでなければならぬ。そのようにして引き受けた義務の履行に対する検証の手段もまた合意されなければならない。これが行動計画の目的である。

10 (機構) 眞の軍縮措置を達成する決定的要因は諸國家の、特に核兵器保有國の「政治的意志」であるが、軍縮問題のさまざまな側面を取り扱うようにつくられた適切な國際機構の効果的な機能もまた一定の重要な役割を演じることができ。したがって、そのために必要な二種類の機関、すなわち審議機関と交渉機関が、建設的な成果の到達へとうまく導くような適切な組織と手続を備えることが必要であろう。最終文書の最後の第四部はこの目的のために作成された。

第二部 宣言

A 回顧と評価

11 (軍備競争の現状と安全保障への悪影響) 今日、人類は、最も破壊力の大きな兵器を大量に競争的に堆積していることから生じる自己破壊という前例のない脅威に直面している。現存の核兵器のみでも、地球上のすべての生命を破壊するのに十分な量をこえている。軍備競争、特に核軍備競争を停止させ逆行させる努力に失敗すれば、核兵器拡散の危険が増すだろう。しかしまだ軍備競争は続いている。軍事予算は、多くの人的および

び物的資源を浪費しながらたえず増加している。兵器、特に核兵器の増強は国際安全保障を強化するのに役立つどころか、かえってそれを弱めている。兵器および軍隊の莫大な蓄積とおそるべき増強、並びに科学資源と技術的進歩の転用によるあらゆる種類の兵器の質的改善の競争は、平和に対する測りしれない脅威となっている。この状況は、国際緊張を反映しているとともにそれを悪化させ、世界のさまざまな地域での対立を鋭くし、緊張緩和のプロセスを阻害し、對抗する軍事同盟間の対立を悪化させ、すべての国の安全を害し、非核兵器国を含むすべての国の間に安全でないという意識を高め、核戦争の脅威を増している。

12 (軍備競争の害悪) 軍備競争、特に核分野での軍備競争は、国際緊張をさらに緩和しようとする努力、すべての国家間の平和共存と信頼に基づく国際関係をうちたてる努力、および広汎な国際的な協力と理解を發展させる努力に反する。軍備競争は国連憲章の諸目的の実現を妨害するものであるし、国連憲章の諸原則、特に、主権の尊重、他国の領土保全または政治的独立に対する武力の威嚇または使用の禁止、紛争の平和的解決および国家の国内問題への不干渉および不介入と両立しないも

のである。軍備競争はまた、その社会的経済的開発のシステムを自由に決定する人民の権利に悪影響を与えているし、自決のための闘いおよび植民地支配、人種のまたは外国の支配もしくは占領を除去するための闘いを妨げている。実際、人種差別レジームによる軍備の大量蓄積と軍備技術の取得、並びに核兵器のありうるかもしれない取得は、軍縮を行なうという緊急の必要性に直面している世界共同体に挑戦的のままますます危険な障害となっている。したがって、そのようなレジームによる兵器および兵器技術の今後の取得を、特にすべての国が安全保障理事会の関連する諸決定を厳格に遵守することにより、防止することは軍縮という目的にとって不可欠である。

13 (真の平和と軍縮) 永続する国際の平和と安全は、軍事同盟による兵器の蓄積の上のうちたてることはできないし、また不安定な抑止のバランスによっても戦略的優位の理論によっても維持されえない。真の恒久的な平和は、国連憲章に規定された安全保障体制の効果的な履行、並びに国際協定または相互垂直により究極的には効果的な国際管理の下における全面完全軍縮へと導くような軍備および兵力の迅速かつ大幅な削減によってのみつくりだされる。同時に、軍備競争および平和に対する

脅威の原因は減少させられなければならない、そのために緊張を除去し平和的手段で紛争を解決するための有効な行動がとられなければならない。

14 (軍縮におけるすべての国家および国連の役割) 軍縮のプロセスはすべての国家の重大な安全保障上の利益に影響を与えるので、すべての国家は国際の安全の維持と強化に重要な役割を演じる軍縮および軍備制限の措置に積極的に関心をもち貢献しなければならない。したがって、軍縮の分野における国連の役割および責任は、国連憲章に従って強化されなければならない。

15 (軍縮における人民の役割) 諸政府のみならず、世界の人々が現状の危険を認識し理解することが必要である。国際的意識が発達し、世界世論が積極的な影響を与えることができるようにするため、国連は加盟国の十分な協力により軍備競争と軍縮に関する情報をさらに普及させるべきである。

16 (軍事支出と経済的社会的開発) 世界の資源は限られているので、軍備支出と経済的社会的開発との間には緊密な関係がある。軍事支出はますます高いレベルに達しており、そのうち最大の部分は核兵器国とその同盟国によるものであり、それは

さらに拡大する見込であり、他の国家の軍事支出もさらに増加するという危険がある。兵器の製造と改良に毎年費やされている数千億ドルは、世界の人口の三分の二が欠乏と貧困の中で生活していることと陰鬱な劇的な対照をなしている。この莫大な資源の浪費がもっと深刻なのは、軍事支出が物的資源のみならず、あらゆる国、特に開発途上国において開発のために緊急に必要とされている技術的および人的資源もまた軍事目的に転用されていることである。このように軍備競争の経済的社会的影響は有害であるので、その継続は正義、公平、協力に基づく国際経済秩序の実施と明らかに矛盾する。したがって、軍縮措置の実施の結果として解放される資源は、すべての人々の福祉を促進し、開発途上国の経済状態を改善するのに役立つような方法で利用されるべきである。

17 (一定の成果と軍備競争の継続) 軍縮はこうして国際社会が直面する肝要な極めて緊急な任務となった。軍備の削減という決定的な分野においては今日まで何らの真の進歩もない。しかし世界のいくらかの地域における国際関係の一定の好転にいくらか勇氣づけられるものである。細菌学的(生物学的)及び毒素兵器の開発、製造および貯蔵の禁止並びにそれらの廃棄

に関する条約⁽¹⁾の場合のように一定の兵器を制限しまたは完全に除去し、並びに一定の地域を軍備競争から排除するのに重要である諸協定が締結された。これらの諸協定は一定の限定された制限措置にのみかかわっており、他方軍備競争は継続しているというのが事実である。これらの部分的措置は世界を全面完全軍縮という目標に近づけるものではほとんどない。一〇年以上もの間、全面完全軍縮条約へと導くような交渉は何ら行なわれていない。今日緊急に必要なのは、この最終文書の諸規定を実地的な措置にかえることであり、軍縮分野における拘束力ある効果的な国際協定への道を進んでゆくことである。

18（軍縮か全滅か）世界戦争——核戦争——の脅威を除去することは、今日の最もさしせまった緊急の任務である。人類は次の選択に直面している。すなわち、われわれは軍備競争を停止し軍縮を行なわなければならない。さもないと滅亡に直面しなければならない。

B 目標と優先順位

19（軍縮の究極目標と主要目的）軍縮における諸国家の努力の究極の目標は、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮

である。軍縮の主要な諸目的は、人類の生存を確保し、戦争、特に核戦争の危険を除去することであり、戦争がもはや国際紛争の解決手段ではないようにし、国連憲章に規定されているように武力の使用および威嚇が国際生活から除去されるようにすることである。この目的に向けての進展のためには、自国の安全を守るという国家の必要を考慮しつつ、軍備競争の停止と真の軍縮措置に関する協定の締結と履行が必要である。

20（核軍縮と核戦争防止）これらの諸措置の中で、核軍縮と核戦争の防止の効果的な措置に最も高い優先度が与えられる。このために、核戦争の脅威を除去すること、核兵器とその運搬体系の完全な撤廃が達成されるまで核軍備競争を停止させ逆行させること、および核兵器の拡散を防止することが肝要である。同時に、核戦争の勃発を防止し、核兵器の威嚇または使用の危険を減少させるための他の措置もとられなければならない。

21（その他の大量破壊兵器、化学兵器）これらとともに、その他の大量破壊兵器の開発、生産または使用を禁止し防止するために協定その他の効果的な措置がとられなければならない。この関連において、すべての化学兵器の撤廃に関する協定が優

先度の高い問題として締結されなければならない。

22 (兵力および通常軍備) 核軍縮措置に関する交渉とともに、兵力および通常軍備の均衡のとれた削減に関する交渉が行われなければならない。その交渉は、自国の安全を守るといふすべての国家の必要を考慮に入れ、より低い軍事レベルで安定性を促進するために、当事国の安全保障を損なわないという原則に基づいて行なわれる。これらの交渉は、特に核兵器国および他の軍事大国の兵力および通常軍備に重点を置いて行なわれるべきである。また通常兵器の国際移転の制限に関する交渉が、特に同様の原則に基づき、国連憲章および諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言⁽²⁾に従って、植民地支配または外国支配にある人民の自決と独立という不可譲の権利およびその権利を尊重する諸国家の義務、並びに自国の安全を守るといふ受領国の必要を考慮に入れて行なわれるべきである。

23 (特定通常兵器) 過度に有害であるか、不必要な苦痛を与えるかまたは無差別な効果をもつようなものを含む特定通常兵器の使用を人道的理由により禁止し制限するために、さらに国際的行動がとられるべきである。

24 (副次的措置、信頼形成措置) 核および通常兵器の両方の分野における副次的措置が、信頼を形成するために特に考えられた他の措置とともに、追加的な軍縮措置の採択に好ましい状況を作りだすために、そして国際緊張のなお一層の緩和に貢献するためにとられるべきである。

C 諸原則

25 (軍縮交渉および軍縮措置の諸原則) 軍縮の分野における交渉および措置は、以下の基本的諸原則に従って行なわれるべきである。

26 (原則1 国連憲章の尊重) すべての国連加盟国は、国連憲章の諸目的に完全に一致することを再確認し、その諸原則および国際の平和と安全の維持に関する国際法の他の重要な一般に受諾された諸原則を厳格に遵守するといふ義務を再確認する。加盟国は、他国の主権、領土保全または政治的独立に対して、または自決権を行使し独立を達成しようとしている植民地支配または外国支配の下にある人民に対して武力の威嚇または使用を差し控えること、他国の国内問題への不干渉および不介入、国際的国境の不可侵、および憲章に従った国家の個別的お

よび集団的自衛の固有の権利を考慮しつつ、紛争の平和的解決の特別な重要性を強調する。

27 (原則2 軍縮における国連の役割と責任) 国連憲章に従い、国連は軍縮の分野において中心的な役割および主要な責任をもつ。この役割を効果的に遂行し、この分野におけるあらゆる措置を容易にし促進するために、国連は、交渉の進展を害することなく、一方的、二国間、地域的、多国間のこの分野でのすべての措置について適切に知らされていなければならない。

28 (原則3 軍縮交渉に参加するすべての国の権利) 世界中のすべての人々は軍縮交渉の成功に重大な関心をもっている。したがって、すべての国家は軍縮の分野における努力に貢献する義務を負っている。すべての国家は軍縮交渉に参加する権利をもつ。すべての国家はその国の安全保障に直接関係がある多国間軍縮交渉に平等の立場で参加する権利をもつ。軍縮はすべての国家の責任であるが、核兵器国は核軍縮に対する主要な責任をもち、また核兵器国は他の軍事大国とともに軍備競争を停止させ逆行させるための主要な責任をもつ。したがって核兵器国の積極的な参加を確保することが重要である。

29 (原則4 公平かつ均衡のとれた軍縮措置) 軍縮措置の採

択は、安全保障に対する各国の権利を確保するように、およびいかなる国家または国家グループもいかなる段階においても他国に対して有利にならないように、公平かつ均衡のとれた方法で行なわれるべきである。あらゆる段階において、目的はできるだけ低い軍備と兵力のレベルで安全保障を損なわないようにすることである。

30 (原則5 核兵器国と非核兵器国の義務のバランス) 核兵器国と非核兵器国の相互の責任と義務の受諾しうるバランスが、嚴重に守られるべきである。

31 (原則6 十分な検証措置) 軍縮および軍備制限協定は、必要な信頼をつくりだし協定がすべての当事国により遵守されることを確保するために、すべての関連当事国が満足するよう十分な検証措置を備えるべきである。ある特定の協定に規定されるべき検証の形式と態様は、その協定の目的、範囲、性質に依存しており、それらにより決定されるべきである。諸協定は検証プロセスへの当事国の直接の参加または国連システムを通じての参加を規定すべきである。適切な場合には、いくつかの検証方法の結合および他の遵守手続が採用されるべきである。

32 (原則7 核兵器不使用提案の審議) すべての國家、特に核兵器國は、核兵器の使用の回避および核戦争の防止を確保するためのさまざまな提案を審議すべきである。その関連において、核兵器國によりなされた宣言に注目しつつ、核兵器の使用または使用の威嚇に対し非核兵器國を適切に保障するための効果的な取り決めは、それらの國家の安全および國際の平和と安全を強化することができるだろう。

33 (原則8 非核兵器地帯の設置) 当該地帯の諸國家間自由に到達した協定もしくは取り決めに基づく非核兵器地帯の設置、およびこれらの協定または取り決めの完全な遵守——そのことによりその地帯が核兵器から真に自由であることを確保する——、並びに核兵器國によるそのような地帯の尊重は、重要な軍縮措置である。

34 (原則9 軍縮・緊張緩和・自決・平和的解決・國際平和強化の相互関連) 軍縮、國際緊張の緩和、自決および民族の獨立の權利の尊重、國連憲章に従った紛争の平和的解決、および國際の平和と安全の強化はお互いに直接に関連している。これらの分野のいずれかにおける進展は他のすべての分野に有益な効果を与える。逆に一つの分野での失敗は他の分野に否定的な

効果を与える。

35 (原則10 軍縮と開発) 軍縮と開発の間にもまた緊密な關係がある。軍縮における進展は開発の実現に大いに役立つだろう。したがって軍縮措置の実施の結果として解放される資源はすべての國の經濟的社会的開発に向けられるべきであるし、先進國と開發途上國の間の經濟的格差をなくすために寄与すべきである。

36 (原則11 原子力平和利用と核兵器不拡散) 核兵器の不拡散は世界の関心事である。軍縮措置は、核兵器の拡散を防止する必要性に留意しつつ、原子力平和利用のための核技術、核装置、核物質を差別なく開発し、取得し、利用するすべての國の不可讓の權利、並びにその國の優先度、必要および利益に従ってその平和的核プログラムを決定するすべての國の不可讓の權利と両立するものでなければならない。原子力平和利用における國際協力は、無差別の基礎に立つて適用される合意された適当な國際的保障措置の下で行なわれなければならない。

37 (原則12 軍縮と安全保障強化措置) 核軍縮を含む軍縮の大幅な進展は、諸國家の安全を強化し、國際状況一般を改善する措置を平行してとることにより促進されるだろう。

38 (原則13 部分的軍縮措置) 部分的軍縮措置に関する交渉は、もっと包括的な措置に関する交渉と同時に行なわれるべきであり、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮に関する条約へ導くような交渉がそれに続いて行なわれるべきである。

39 (原則14 質的および量的軍縮措置) 軍備競争を停止させるためには、質的および量的軍縮措置の両方が重要である。そのための努力には、軍備、特に大量破壊兵器の質的改善および新しい戦争手段の開発の制限および停止に関する交渉が含まれるべきであり、その結果究極的には科学的技術的成果が平和目的にのみ利用されるようにすべきである。

40 (原則15 軍縮協定の普遍化) 軍縮協定の普遍性は諸国家間の信頼を形成するのに役立つ。軍縮分野での多国間協定が交渉される場合には、それらが普遍的に受諾されるようにあらゆる努力がなされるべきである。そのような協定に含まれる諸規定をすべての国家が完全に遵守することもまた、信頼を形成するという目的の達成に寄与するだろう。

41 (原則16 軍縮に好ましい状況の創設) 軍縮のプロセスを成功させるための好ましい状況をつくるために、すべての国家は、国連憲章の諸規定を厳格に遵守し、軍縮分野での努力に悪

影響を与えるような行動を慎しみ、交渉に対する積極的なアプローチと協定に到達する政治的意志を示すべきである。さまざまなレベルで軍縮交渉が現在行なわれているが、それらが早期に成功する場合には軍備競争の制限に貢献するだろう。軍備の制限または削減の一方的措置もまたこの目的に寄与するだろう。

42 (諸原則の尊重) 軍備競争を停止させ逆行させるために迅速な措置がとられるべきであるので、加盟国は上述の諸目的と諸原則を尊重すること、および以下第三部で示される行動計画を誠実に履行するためにあらゆる努力をなすことをここに宣言する。

第三部 行動計画

A 目標/全面完全軍縮

43 (行動計画の目的) 全面完全軍縮という目標に向けての進展は、軍縮宣言で設定された諸目的と諸原則に従い、軍縮に関する行動計画を実施することにより達成できる。この行動計画は、軍備競争を停止させ逆行させるため、および効果的な国際

管理の下における全面完全軍縮へと導く真の軍縮を達成するための努力に必要なはずみを与えるために、緊急問題として諸国家がとるべき軍縮分野における優先順位および措置を含んでい

る。

44 (行動計画の内容) この行動計画は、次の数年間に実施されるべき特定の軍縮措置を列挙しており、また将来の交渉のためおよび全面完全軍縮に向けての進歩のための道を備えるその他の措置および研究を列挙している。

B 優先順位

45 (軍縮交渉の優先順位) 軍縮交渉における優先順位は、核兵器、化学兵器を含むその他の大量破壊兵器、過度の傷害を与えると考えられもしくは無差別の効果をもつと考えられるものすべてを含む通常兵器、および兵力の削減である。

46 (優先事項の同時交渉) 諸国家が同時にすべての優先事項に関する交渉を行なうことを妨げるものは何もない。

C 軍備競争を停止させ逆行させるための

即時の短期的措置

(1) 核兵器

47 (核軍縮一般) 核兵器は、人類に対しおよび文明の存続に對して最大の危険となっている。核兵器を含む戦争の危険を防止するためには、あらゆる側面にわたり核軍備競争を停止させ逆行させることが不可欠である。この関連における究極的目標は核兵器の完全な撤廃である。

48 (核兵器国の特別の責任) 核軍縮という目標を達成する任務において、すべての核兵器国、その中でも特に最も重要な核軍備を所有する国家は特別の責任を負っている。

49 (核軍縮プロセスにおける各国の安全保障) 核軍縮のプロセスは、関連する核兵器国およびその他の諸国家の現存する軍備の相対的な質的および量的重要性を考慮に入れつつ、徐々に低くなる核軍備のレベルですべての国家の安全が保障されるような方法で遂行されるべきであり、またそのことを確保する措置を必要とする。

50 (核軍縮のための緊急の措置) 核軍縮の達成には、適切な段階に、関連国家の満足する十分な検証措置をそなえた、以下のことについての協定を緊急に交渉することが必要であらう。

(a) 核兵器体系の質的な改善および開発の停止。

(b)あらゆるタイプの核兵器およびその運搬手段の生産停止、並びに兵器目的用の分裂性物質の生産停止。

(c)可能な場合には、できるだけ早期に核兵器およびその運搬手段の究極的かつ完全な撤廃へと導くような、それらの貯蔵の漸進的かつ均衡のとれた削減のための期限を定めた包括的かつ段階的なプログラム。

その交渉において、いかなる国の安全をも害することなく、あらゆるタイプの核軍備の相互的かつ合意された制限または禁止に考慮が払われる。

51 (核兵器実験の停止) 効果的な核軍縮プロセスの枠内におけるすべての国家による核兵器実験の停止は、人類の利益になるであろう。核兵器実験の停止は、核兵器の質的改善および新型核兵器の開発の停止、並びに核兵器の拡散防止という上述の目的に著しく貢献するであろう。この関連において、現在行なわれている「核兵器実験禁止条約および条約の不可分の一部である平和目的核爆発に関する議定書」に関する交渉が緊急に完結されるべきであり、その成果は、できるだけ早い時期に国連総会へ条約案を提出できるように、多国間交渉機関による十分な審議のために提出されるべきである。交渉当事国は、国連総

会の推奨につづいて最も広い支持をえることができるような協定に達するようあらゆる努力をなすべきである。この関連において、この条約が締結されるまですべての核兵器国が核兵器実験を差し控えるならば、世界社会は勇気づけられるであろうというさまざまな見解が非核兵器国により表明された。これに關していくらかの核兵器国は異なる見解を表明した。

52 (戦略兵器制限交渉) ソビエト社会主義共和国連邦およびアメリカ合衆国は、第二次戦略兵器制限交渉 (SALT II) で数年間追求してきた協定をできかぎり早く締結すべきである。両国は適切な時期に協定のテキストを国連総会に送付するよう要請される。その協定につづいて、両国間において戦略兵器の合意された大幅な削減および質的制限へと導くような戦略兵器制限交渉がさらに迅速に行なわれるべきである。それは核軍縮の方向、および究極的には核兵器から解放された世界の確立の方向にむけての重要な第一歩となるであろう。

53 (核軍縮交渉) この問題に関する諸条項で述べられている核軍縮のプロセスは、核兵器国間で現在進行中の交渉を成功裡に終結させることを緊急に力強く求めることにより、およびさらに次の交渉を緊急に始めることにより促進されるだろう。

54 (核軍縮と他の措置との関連) 核軍縮における著しい進展は、諸国家の安全を強化する政治的あるいは国際法上の措置を平行してとることにより、並びに関連地域の核兵器国および他の諸国家の兵力および通常軍備の制限および削減が進展することにより容易にされるだろう。

55 (核軍縮の通常軍縮への影響) 核軍縮の分野における真の進展は、全世界的な基礎での通常軍縮における進展へと導く雰囲気をつくりだすであろう。

56 (最も有効な保障としての核軍縮) 核戦争および核兵器の使用という危険に対する最も有効な保障は、核軍縮および核兵器の完全な撤廃である。

57 (核兵器国の核戦争防止責任) 上述の目的のための交渉が強力に追求されるべきであるが、その目的が達成されるまでの間、および核戦争が交戦国と非交戦国に同様にもたらすであろう破壊的な結果に留意するならば、核兵器国は、核戦争の勃発および国連憲章の諸規定に従い国家間における核兵器の使用を含む武力の使用の勃発を防止することを目ざした措置をとる特別の責任を負っている。

58 (核戦争防止提案の審議) この関連において、すべての国

家そして特に核兵器国は、可能な場合には国際協定により、核兵器の使用の回避、核戦争の防止および関連した目的を確保するためのさまざまな提案をできるだけ早く審議すべきであり、そのことによって人類の生存が危険にさらされないことを保障すべきである。すべての国家は、国家間の国際関係において、国際問題における諸国家の平和的行動の法典が合意され、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を排除するような状況をもたらすための努力に積極的に参加すべきである。

59 (非核兵器国に対する保障) 同じ関連において、核兵器国は核兵器の使用もしくは使用の威嚇に対して非核兵器国を保障するための措置をとるよう要請される。国連総会は核兵器国によりなされた宣言に注目し、核兵器国に対し、核兵器の使用もしくは使用の威嚇に対して非核兵器国を保障するための効果的な取り決めに適宜締結するための努力を続けるよう要請する。

60 (軍縮措置としての非核兵器地帯) 当該地域の諸国家間で自由に到達された取り決めに基づく非核兵器地帯の設置は、重要な軍縮措置を構成する。

61 (非核兵器地帯設置の奨励) 世界のさまざまな地域における非核兵器地帯設置のプロセスは、完全に核兵器から解放され

た世界を達成するという究極の目標により奨励されるべきである。そのような地帯設置のプロセスにおいては、それぞれの地域の特徴が考慮されなければならない。そのような地帯に参加する諸国家は地帯を設置する協定または取り決めの諸目的および諸原則のすべてを十分に遵守することを約束しなければならず、そのことによりその地帯が真に核兵器から解放されていることを確保しなければならない。

62（非核兵器地帯に対する核兵器国の約束）非核兵器地帯に関連して、核兵器国もまた、約束の態様はそれぞれの地帯の権限ある機関と交渉すべきであるが、特に以下のような約束を与えるよう要請される。

(a) 非核兵器地帯の地位を厳格に尊重すること。

(b) その地帯の諸国家に対し核兵器の使用もしくは使用の威嚇を差し控えること。

63（非核兵器地帯の具体的諸措置）現状に照らして、および他の地域で審議されるかもしれない他の措置を害することなく、以下のような措置が特に好ましいと考えられる。

(a) それを支持するという第一〇回特別総会で表明された見解を考慮しつつ、ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ

条約^(c)）の完全な適用を確保するため、関連国家によるあらゆる適切な措置の採用。

(b) ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）の付属議定書の当事国になる資格がありながらもまだそうしていない国家による議定書の署名と批准。

(c) アフリカ統一機構がその地域の非核化宣言を確認したアフリカにおいて、安全保障理事会はその目的の失敗を防止するために必要な場合にはいつでも適切な効果的な措置をとるべきである。

(d) 上の諸条項で述べられているように、中東における非核兵器地帯の設置提案の履行のための実際的な緊急の措置に関連する総会決議に従って真剣に審議することが必要である。中東においてはすべての直接関係国はその概念的支持を表明しており、そこでは核兵器拡散の危険が存在している。中東における非核兵器地帯の設置は、国際の平和と安全を大いに促進するであろう。その地域に非核兵器地帯ができるまで、その地域の諸国家は、核兵器および核爆発装置の生産、取得、その他の方法による所有、および第三国によるその領域への核兵器の配置の許可を、相互主義に基づいて、行なわないこと、並びにそれら

の国家のすべての核活動を国際原子力機関の保障措置の下におくことに合意することを厳粛に宣言すべきである。中東非核兵器地帯の設置を促進する際に安全保障理事会の役割が考慮されるべきである。

(e)南アジア地域のすべての国家は、それらの諸国を核兵器から解放された状態にしておくという決意を表明した。その目的から逸脱するようないかなる行動もそれらの国家によりとられてはならない。この関連で、南アジアに非核兵器地帯を設置する問題は総会のいくつかの決議で取り扱われており、総会はその問題を審議しつづけている。

64 (平和地帯) その地帯の特徴および国連憲章の諸原則を考慮し、国際法に一致して、関連国家により明確に定義され自由に決定されるような平和地帯を適切な条件の下にある世界のさまざまな地域に設置することは、平和地帯内の諸国家の安全を強化するのに貢献しうるし、全体としての国際の平和と安全に貢献しうるだろう。この点に関し、総会はなかならず以下の地域における平和地帯設置提案に注目する。

(a)東南アジア、そこではその地域の諸国家が自らの見解に従って平和地帯の設置に関心を表明した。

(b)インド洋、国連総会における審議および関連決議並びにその地域の平和と安全の維持の確保の必要性を考慮して。

65 (核兵器不拡散における核兵器国と非核兵器国の義務) 核兵器の拡散を防止することは、軍備競争を停止させ逆行させる努力の不可分の一部として重要である。核兵器不拡散の目標は、一方において、現在の五核兵器国の他にさらに核兵器国が出現することを防止することであり、他方において、核兵器を徐々に削減し最終的にはすべてを撤廃することである。これは核兵器国と非核兵器国の両方の義務と責任を含むものであり、核兵器国はこの文書の関連諸条項に示された措置を緊急に適用することにより核軍備競争を停止し軍縮を達成することを引き受けており、すべての国家は核兵器の拡散の防止を引き受ける。

66 (核兵器不拡散の追加的措置) エネルギー供給もしくは平和的原子力開発を害することなく、核兵器拡散の危険を最小限にするために、国内レベルおよび国際協定により効果的な措置をとることができるし、かつとるべきである。したがって核兵器国および非核兵器国は、普遍的かつ無差別の基礎に立ち、核兵器の拡散防止のための方法と手段についての国際的合

意を生みだすための措置をさらに共同してとるべきである。

67（現行不拡散体制の完全な実施）核兵器の不拡散に関する条約⁽⁴⁾、ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）のような現存の不拡散に関する文書のあらゆる規定をこれらの文書の当事国が完全に履行することは、不拡散の目的に対する重要な貢献となるだろう。これらの文書に対する加入は最近増加しており、この傾向が継続するだろうという希望が当事国により表明されている。

68（核不拡散と原子力平和利用）不拡散措置は、各国の優先度、利益、必要に従って、経済的社会的開発のための原子力平和利用のプログラムを適用し開発するというすべての国家の不可譲の権利の完全な行使を害してはならない。開発途上国の特別の必要を考慮しつつ、すべての国家はまた、原子力平和利用のための技術、装置、物質にアクセスし、自由に取得できるべきである。この分野における国際協力は、核兵器の拡散を効果的に防止するため無差別の基礎に立ち国際原子力機関により適用される合意された適切な国際保障措置の下で行なわれるべきである。

69（各国の原子力平和利用政策の尊重）原子力平和利用の分

野における各国の選択と決定は、上述の合意された保障措置が適用されることを条件として、原子力平和利用のための各国の燃料サイクル政策あるいは国際協力、協定、契約を害することなく、尊重されなければならない。

70（核技術の移転と利用）決議^{SS/88}の諸原則および諸規定に従い、特に開発途上国における経済的社会的開発のための核技術の移転と利用の促進のための国際協力が強化されるべきである。

71（国際核燃料サイクル評価）その組織会議の最終声明⁽⁵⁾において示された諸目的に厳格に従って、国際核燃料サイクル評価の作業を完結させるための努力がなされなければならない。

(2) その他の大量破壊兵器

72（ジュネーブ議定書）すべての国は、一九二五年六月一七日ジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書⁽⁶⁾を支持すべきである。

73（生物兵器禁止条約）細菌学的（生物学的）兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びにこれらの兵器の廃棄に関する条約に加入していないすべての国家は、当該条約への加

入を考慮すべきである。

74 (多国間条約への加入) 諸国家はまた、この部の中で述べられている、軍縮分野で今までに締結された多国間協定に加入する可能性を考慮すべきである。

75 (化学兵器の禁止) あらゆる化学兵器の開発、生産および貯蔵の完全かつ効果的な禁止並びにそれらの廃棄は、最も緊急な軍縮措置の一つである。したがって、それに関する交渉はここ数年間行なわれているが、このための条約の締結は多国間交渉の最も緊急な任務の一つである。それが締結された後において、すべての国家は早期の署名と批准によりその条約のできるだけ広汎な適用を確保することに貢献すべきである。

76 (放射線兵器の禁止) 放射線兵器の開発、生産、貯蔵および使用を禁止する条約が締結されなければならない。

77 (新型大量破壊兵器の防止) 質的軍備競争の防止に役立てるため、また科学的技術的成果が究極的には平和目的のみに利用されるようにするため、新しい科学的原則または成果に基づいて新型大量破壊兵器の危険を回避し、その出現を防止するための効果的な措置がとられなければならない。そのような新型大量破壊兵器および新しい大量破壊兵器体系の禁止を目ざした努

力が適切に追求されなければならない。識別しうる特定の新型大量破壊兵器に関する個別の協定を締結することができる。この問題はたえず検討されなければならない。

78 (環境破壊兵器の禁止) 軍縮委員会 (Committee on Disarmament II C D) は、環境変更技術の軍事的その他の敵対的使用による人類への危険を除去するために、そのような使用をさらに禁止する必要性を検討し続けるべきである。

79 (海底平和利用) 海底、海床およびその地下の平和利用を促進し、そこでの軍備競争を回避するために、軍縮委員会 (C D) は、核兵器及びその他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約の当事国と協議し、並びに一九七七年の同条約当事国の再検討会議における諸提案および関連する技術開発を考慮して、その環境における軍備競争の防止のため軍縮分野における追加的な措置を審議するよう要請される。

80 (宇宙空間平和利用) 宇宙空間における軍備競争を防止するため、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が行なわれるべきである。

(3) 兵力および通常兵器

81 (兵力および通常兵器の制限と削減) 核軍縮措置に関する交渉とともに、兵力および通常兵器の制限並びに漸進的削減が、全面完全軍縮に向けての進歩の枠組内で、精力的に追求されるべきである。最大の軍備をもつ諸国家は、通常軍備削減のプロセスを追求する特別の責任を負っている。

82 (ヨーロッパ兵力削減) 特に、おおよその平等と均衡に基づき、また軍事同盟の外にある諸国家の安全保障上の利益と独立の十分な尊重をともなうすべての国家の安全を害さないという基礎に立ち、適切な相互の削減と制限に関する協定により、より低い軍事力のレベルでヨーロッパにもつと安定した状況を達成することはヨーロッパの安全保障を強化するのに役立つだろうし、また国際の平和と安全を促進するための重要な措置となるであろう。この目的のために現在行なわれている努力はもつと精力的に継続されなければならない。

83 (低い軍事力による平和と安全の強化) 兵力および通常兵器の制限および削減により、より低い軍事力のレベルで平和と安全を強化するために、自国の安全を守るといふ諸国家の必要を考慮に入れ、国連憲章に規定された自衛の固有の権利を考慮

して、憲章に従った人民の同権および自決の原則を害することなく、あらゆる段階で均衡を確保し、すべての国家の安全を損なわないことを確保する必要性を考慮して、一國間、地域的および多國間のレベルにおいて協定その他の措置が強力に追求されるべきである。そのような措置には以下の二項の措置が含まれるだろう。

84 (通常兵器削減) ラテンアメリカ八カ国により一九七四年に署名されたアヤチュコ宣言⁽⁹⁾にみられるイニシアティブのよう、適当な条件が存在するところでは、通常軍縮のさまざまな側面を審議するための、関連国家のすべての参加をともなう二國間、地域的、多國間の協議および会議。

85 (通常兵器の国際移転の制限) 通常兵器のあらゆる形態の国際移転の制限について、特により低い軍事レベルで安定性を促進するために当事国の安全保障を害しないという原則に基づき、自国の安全を守るといふすべての国家の必要および植民地支配または外国支配の下にある人民の自決および独立の不可譲の権利とその権利を尊重する国家の義務を考慮に入れて、国連憲章および国家間の友好関係および協力に関する国際法の諸原則に従って、主要な兵器供給国と受領国の間で協議が行なわれ

るべきである。

86 (特定兵器の使用の制限または禁止) 一九七九年に開催される過度に傷害を与えまたは無差別な効果をもつとみなされる特定通常兵器の使用の禁止または制限に関する国連会議は、人道のおよび軍事的考慮に照らして、不必要な苦痛を与えまたは無差別な効果をもつものを含む特定通常兵器の使用の禁止もしくは制限に関する協定の達成に努めるべきである。その会議は以前に行なわれた議論の主題であったものを含めて、そのような特定のカテゴリーの兵器を審議すべきである。

87 (特定通常兵器に関する各国の貢献) すべての国家は、この任務の遂行のため貢献するよう要請される。

88 (特定通常兵器会議) この会議の成果は、そのような兵器の他国への移転の問題に関連して、すべての国、特に生産国により考慮されなければならない。

(4) 軍事予算の削減

89 (軍事予算の削減) 相互に合意された基礎で、たとえば絶対額により、またはパーセンテージにより、特に核兵器国およびその他の軍事大国が軍事予算を漸進的に削減することは軍備競争を停止するのに役立つだろうし、現在軍事的に用いられ

ている資源を、特に開発途上国の利益のために、経済的社会的開発にまわす可能性を増大させるだろう。この措置を実施するための基礎は、さまざまな国家間において削減の相対的重要性を評価する際に含まれる問題を考慮に入れ、軍事予算削減のあらゆる側面に関する諸国家の提案を考慮しつつ、すべての参加国により合意されるものでなければならないだろうし、すべての国家に受け入れられる実施の方法および手段を必要とするだろう。

90 (軍事予算削減の具体的措置) 総会は、この問題についての国連の関連提案および文書を考慮して、軍事予算の削減を容易にするためにどのような具体的措置がとられるべきかを審議し続けるべきである。

D 軍縮協定の履行

91 (検証) 軍縮協定の締結と効果的な履行を容易にし、信頼をつくりだすために、諸国家は軍縮協定において検証のための適切な諸規定を受諾しなければならない。

92 (検証措置の検討) 国際軍縮交渉に関連して、検証の問題はさらに検討されるべきであるし、この分野での十分な方法と

手続が審議されるべきである。無差別で、他国の国内問題に不当に介入しないような、また他国の経済的社会的開発を害しないような適切な方法と手続を開発するためにあらゆる努力がなされるべきである。

E 国際安全保障を強化し信頼を形成するその他の措置

93 (国際安全保障の強化および信頼形成) 軍縮のプロセスを促進させるために、国際の平和と安全を強化し、諸国家間に信頼を形成するための措置をとり、そのための政策を追求することが必要である。信頼形成措置にとりくむことは軍縮における進展を容易にするのに極めて貢献することであろう。このために、以下のような措置およびさらに合意されるべきその他の措置がとられるべきである。

(a) 諸政府間の通信を改善する措置をとることにより、特に緊張地域においては、「直接通信線」の設置および衝突の危険を減少させるその他の措置により、事故、誤算、通信の失敗によって生じる攻撃の防止。

(b) 諸国家は、各国の軍事的研究開発が軍縮分野における現存の諸協定および今後の努力に対してどのような意味をもつかを

評価すべきである。

(c) 事務総長は、軍備競争の経済的社会的影響および国際の平和と安全に対するその極めて有害な効果に関する報告を定期的に総会に提出すべきである。

F 軍縮と開発

94 (軍縮と開発) 軍備支出と経済的社会的開発の間の関係からして、および現在軍事目的に使用されている真の資源を世界の経済的社会的開発に、特に開発途上国の利益のために解放する必要性の点からして、事務総長は、彼の任命する資格ある政府専門家グループの援助を得て、軍縮と開発との関係に関する専門的研究を始めるべきである。事務総長はこの問題に関する中間報告を第三四回総会に提出し、その後の活動について第三六回総会にその最終的成果を提出すべきである。

95 (軍縮と開発に関する専門家の研究) この専門家の研究は、一九七七年二月二日の総会決議⁽⁹⁾88Vに従って事務総長により任命された軍縮と開発との関係に関するアド・ホックグループの報告書に含まれている付託事項によるべきである。その研究は、以前に行なわれた国連の研究を考慮して、上

述の報告書にリストされた三つの主要な領域を研究すべきである。この研究は、軍縮がいかんにして新国際経済秩序の確立に貢献しうるかという脈絡でなされるべきである。その研究は前向きで政策指向的でなければならず、軍縮により現在軍事目的に使用されている資源を、特に開発途上国の経済的社会的開発に再配分することの必要性およびそのような再配分の実質的な可能性の両者を特別に強調して行なわれるべきである。その基本目的は、地方的、国内的、地域的、国際的なレベルにおいてこれらの資源を再配分するための実際的措置の形成に有効な指針を与えるような成果を生じることである。

G 研究・情報・教育・訓練

96 (事務総長による研究) 軍縮分野における追加的措置および国際の平和と安全を促進するためのその他の措置をとることは、政府専門家または諮問専門家からの適切な援助を得て事務総長がこの分野の研究を行なうことにより促進されるだろう。

97 (軍縮と国際安全保障の関係の研究) 事務総長は、一九七七年一月二二日の総会決議37/2377で要請されている軍縮と国際安全保障の関係についての研究を、彼の任命する諮問専門

家の援助を得て継続すべきであり、その研究を第三四回総会に提出すべきである。

98 (研究遂行の特別ガイドライン) 第三三回総会およびその後の総会は、特別総会で個々の国家が提出した提案を含むすでに提出された諸提案並びにこの分野で今後提出されるその他の諸提案を考慮に入れて、諸研究を行なうための特別ガイドラインを決定すべきである。そうする際に、総会は事務総長により準備されたこれらの問題に関する報告を考慮する。

99 (軍縮のための世界世論) 軍縮のための世界世論を動員するために、軍備競争およびそれを停止させ逆行させる努力に関する情報を広汎に普及させるため、以下の特別の措置が採択されるべきである。

100 (情報機関) 政府および非政府の情報機関並びに国連および専門機関の情報機関は、軍備競争により示されている危険および軍縮努力と個々の軍縮措置の交渉に関連する印刷物および視聴覚資料を用意し配布することを優先させるべきである。

101 (特別総会最終文書の公表) 特に、この特別総会の最終文書が広く公表されるべきである。

102 (軍縮週間) 総会は、国連創設の日である一月二四日か

ら始まる一週間を、軍縮という目的を促進するために専念する一週間と宣言する。

103 (国連軍縮センターおよびユネスコ) 軍縮に関する研究を促進するため、国連軍縮センターは軍備競争および軍縮に関する情報を提供する活動を強化すべきである。また国連教育科学文化機関は、特に開発途上国において、その権限分野に関連する軍縮に関する研究と出版を促進するためその活動を強化するよう要請されるし、そのような研究の成果を広く普及させるべきである。

104 (非政府間機構の役割) すべての国家が軍縮分野の進展についての情報を普及させるこのプロセスにおいて、非政府間機構と国連との関連をより密接にすることにより、この問題に関心をもつ非政府間機構の参加を増大すべきである。

105 (情報の流れ) 加盟国は、軍縮に関する誤まった宣伝的な情報の流布を避けるため、および軍備競争のエスカレーションの危険性と効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の必要性に全力を注ぐために、軍縮のあらゆる側面に関する情報のよりよい流れを確保するよう奨励される。

106 (軍縮教育と平和研究) 軍備競争により生じた問題および

軍縮の必要性についてよりよく理解し認識することに役立てるため、政府、政府間および非政府間機構は、軍縮のための教育およびあらゆるレベルにおける平和研究のプログラムを開始するための措置をとるよう要請される。

107 (軍縮教育) 総会は、軍縮教育に関する世界会議を開催することを計画している国連教育科学文化機関のイニシアティブを歓迎し、この関連でユネスコに対し、教師用ガイド、教科書、読本、視聴覚教材を準備して、特別の研究分野として軍縮教育を旨としたプログラムを拡大するよう要請する。加盟国は、そのような資料をその国の教育機関のカリキュラムに含めることを奨励するために可能なあらゆる措置をとるべきである。

108 (軍縮奨学金計画) もっと多くの加盟国、特に開発途上国において軍縮の専門知識を増大させるために、総会は軍縮奨学金計画を設置することを決定する。事務総長は、特別総会に提出された提案を考慮して、この計画のガイドラインを作るべきである。事務総長はまた、現在の予算額の中で可能な節約を考慮して、国連の通常予算の中に含めるために二〇人分の奨学金の財政的要求を第三三回総会に提出すべきである。

H 軍縮の包括的プログラム

109 (軍縮の包括的プログラム作成) これらの優先事項の実施は、軍縮の分野でなされるすべての努力の究極の目的である効果的な国際管理の下における全面完全軍縮へと導くものでなければならぬ。全面完全軍縮に関する交渉は、部分的軍縮措置に関する交渉と同時に進められるべきである。この目的を考慮して、軍縮委員会(CDD)は、国際の平和と安全が優越し新国際経済秩序が強化され確立される世界において、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮を現実のものとするために好ましいと考えられるすべての措置を含んだ軍縮の包括的プログラムの作成を行なうだろう。包括的プログラムは、適切な場合には状況の評価を含み、また特にプログラム実施の手続的再検討を含む交渉の進展について総会が完全に知らされているようにするための適切な手続を含まなければならない。

110 (平和維持制度の強化) 軍縮の進展は、平和を維持し国際紛争を平和的手段で解決するための制度を強化する措置をとるものとならなければならない。全面完全軍縮プログラムの実施の間およびその後において、国連憲章の諸原則に従い、国際の平和と安

全を維持するために必要な措置がとられなければならない。その措置には、合意されたタイプの軍備で装備される国際的な平和軍に必要な合意された人員を国連に利用させるといふ諸国家の義務が含まれる。この軍の使用のための取り決めは、国連の諸目的および諸原則に反した武力の威嚇または使用を国連が効果的に抑止し抑圧できるようにすべきである。

111 (全面完全軍縮下の国内軍備) 嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面完全軍縮においては、各国は国内秩序を維持し市民の個人的安全を保障するために必要な、また諸国家が国連平和軍を支持し合意された人員を提供するために必要なものとして合意される非核兵力、軍備、設備および施設のみを国家の支配下にもつことを許される。

112 (その他の主要問題) この行動計画で取り扱われたいくつかの問題の他に、論点の複雑性および特別総会の利用しうる時間の不足のゆえに、満足すべき合意された結論に到達できないことが明らかになった極めて重要なその他の問題が若干ある。このような理由によりそれらは極めて一般的な用語で取り扱われているし、この計画の中で全く取り扱われていないものも若干ある。しかし、そのような問題を取り扱う多くの具体的アプ

ローチが総会で行なわれた意見の交換から生じたこと、そしてそれは権限ある軍縮諸機関におけるこれらの問題の研究と交渉の継続を疑いもなく促進するだろうことが強調されるべきである。

第四部 機構

113（軍縮のための国際機構一般）軍縮、特に核軍縮は人類の生存のためおよび核戦争という危険の除去のために必要になつたにもかかわらず、第二次世界大戦終了以降ほとんど進展は見られない。政治的意志を行使する必要につけ加えて、国際機構がもっと有効に利用されるべきであるし、また行動計画の履行を可能にし国連が軍縮の分野でその役割を果たすのを助けるために改善されるべきである。国際社会の最大の努力にもかかわらず、現存の機構によっては十分な成果が生まれていない。したがって現存の軍縮機構が再び活用され、またよりよい代表制をもつ軍縮審議と軍縮交渉のためのフォーラムが適切に作られるべきであるという緊急の必要性が存在する。最大限に有効であるためには、軍縮の分野では二種類の機関、すなわち審議機

関と交渉機関が必要である。前者にはすべての加盟国が代表を出すべきであるが、後者は便宜上比較的少ない構成国から成るべきである。

114（軍縮における国連の主要な責任）国連は、その憲章に従い、軍縮分野において中心的役割および主要な責任を負っている。したがって国連はこの分野においてもっと積極的な役割を演じるべきである。国連はその任務を効果的に履行するため、あらゆる軍縮措置——一方的、二国間、地域的または国際的——を促進し奨励すべきであり、国連の主権外で行なわれるすべての軍縮努力について、その交渉の進展を害することなく、総会あるいは国連のすべての加盟国につながっている他の適切な国連のチャネルを通じて十分に情報を与えられるべきである。

115（主要な審議機関としての総会）総会は軍縮分野における国連の主要な審議機関であったし、今後もそうありつづけるべきであり、軍縮措置の履行を促進させるためあらゆる努力をなすべきである。「第二〇回特別総会で採択された勧告および決定の履行の再検討」と題する議題が第三三回総会およびその後の会期の仮議題に含められるべきである。

116 (条約法の適用と総会による検討) 多国間軍縮条約草案は、条約法で適用される通常の手続に従うべきである。総会の推奨のために総会に提出された条約草案は、総会による十分な検討をうけるべきである。

117 (総会第一委員会) 総会第一委員会は、将来、軍縮問題および関連する国際安全保障の問題のみを取り扱うべきである。

118 (国連軍縮委員会 (UNDC)) 総会は、決議502 (IV) で最初設置された委員会の後継として、国連の全加盟国より構成される軍縮委員会 (Disarmament Commission) を設置し、以下のことを決定する。

(a) 軍縮委員会は審議機関であり、総会の補助機関である。その任務は軍縮の分野におけるさまざまな問題について審議し報告することであり、軍縮特別総会の関連諸決定および諸勧告をフォローアップすることである。軍縮委員会は、なかんずく、総会に、並びに総会を通じて交渉機関である軍縮委員会 (Committee on Disarmament) に勧告として提出されるべき軍縮のための包括的プログラムの要素を討議する。

(b) 軍縮委員会は、それが必要と考える修正を加えて総会の諸

委員会に関する手続規則の下で任務を行ない、実質問題に関する決定はコンセンサスで採択されることをできるかぎり確保するためにあらゆる努力を払うべきである。

(c) 軍縮委員会は毎年総会に報告し、委員会は組織上の問題に関する報告書を第三三回総会での審議のために提出する。一九七九年に軍縮委員会は四週間をこえない期間で会合を開くが、その時期は第三三回総会で決定される。

(d) 事務総長は、委員会の任務の効果的な達成のために必要な専門家、要員、便益を提供しなければならない。

119 (第二回軍縮特別総会) 第二回軍縮特別総会は、第三三回総会で決定される期日に開催される。

120 (軍縮委員会 (CD)) 総会は、一九六二年三月一日以来ずっと会合を開いてきた国際交渉機関によってなされた作業、並びに軍縮の分野でまだ完成されていない多くの緊急の作業に注目する。総会は、コンセンサスに基づいて決定をなし限られた規模の単一の多国間軍縮交渉フォーラムが引き続き必要であることを深く認識する。総会は適切に構成される交渉機関である軍縮委員会 (CD) にすべての核兵器国が参加することの重要性を強調する。総会は、軍縮特別総会の期間中に加盟国

間の適切な協議に従い以下のことについて合意が達成されたことを歓迎する。軍縮委員会は核兵器国および第三回総会の議長との協議により選ばれる三二ないし三五のその他の国家に開かれる。軍縮委員会の構成は定期的に再検討される。軍縮委員会はその名がABC順のリストで最初に表われる国家により一九七九年一月より遅くない時期にジュネーブで開催される。軍縮委員会は次のことを行なう。

(a) その任務をコンセンサスで遂行する。
 (b) 委員会の手続規則を採択する。

(c) 国連事務総長に対し、軍縮委員会と協議してその委員会の事務局長を任命するよう要請する。その事務局長は、委員会の事務と予定表を組織することに際して委員会およびその議長を援助するため事務総長の個人的代理として行動する。

(d) 委員会の議長をすべての構成国の間で月毎の輪番制にする。

(e) 総会が委員会に対して行なう勧告および委員会の構成国が提出する提案を考慮に入れて、委員会自身の議題を採択する。

(f) 総会に毎年、あるいは適当な場合にもっと頻繁に報告を提出し、定期的に国連加盟国に公式文書その他の関連文書を提

供する。

(g) 委員会の構成国でない利害国が委員会での交渉の主題となっている軍縮措置に関する書面の提案または作業文書を委員会に提出するため、およびそのような提案または作業文書の主題の討議に参加するための手はずをととのえる。

(h) 委員会の構成国でない国家の特別の関心事が議論されている場合に、その国家が要請した場合には委員会で見解を表明するようその国を招請する。

(1) 別段の決定がない限り、本会議は公開される。

121 (二国間および地域的軍縮交渉) 二国間および地域的な軍縮交渉もまた重要な役割を演じることができ、軍縮の分野における多国間協定の交渉を容易にするだろう。

122 (世界軍縮会議) できるだけ早い適当な時期に、世界軍縮会議が普遍的な参加と完全な準備をともなって開催されるべきである。

123 (国連軍縮センターの強化) 国連が軍縮の分野におけるその役割を続けて果たすことができ、この特別会期により国連に与えられた追加的任務を遂行することができるようにするため、国連軍縮センターが十分に強化され、その研究および情報

任務がそれに従って拡大されるべきである。軍縮センターはまた、軍縮の研究および情報に関して、国連専門機関および国連システム内にあるその他の機関または計画により提供される可能性を十分考慮すべきである。軍縮センターはまた非政府間機構および研究所が軍縮の分野で演じる価値ある役割を考え、それらとの接触を増すべきである。この役割は適切だと考えられる他の方法によっても促進されうる。

124 (事務総長の諮問委員会の設置) 事務総長は、軍縮および軍備制限の分野において国連の主権の下でなされる研究のさまざまな側面について、またそのような研究のプログラムをも含めて、事務総長に助言を与えるため、個人的な専門知識に基づき衡平な地理的代表的原則を考慮して選ばれる優秀な人員よりなる諮問委員会を設置するよう要請される。

※ ※ ※

125 (各国の提案) 総会は、特別総会の議題の審議への加盟国の積極的な参加および加盟国により提出された最終文書に大部分反映されている提案および示唆が、特別総会の作業およびその

積極的な結論に対し価値ある貢献をなしたことに満足をもって注目する。特別総会の作業の不可分の一部となった多くのこれらの提案や示唆はさらにもっと十分に研究する価値があるので、事務総長は、第一〇回特別総会の本会議における一般討論およびアド・ホック委員会の審議の両方においてなされた多くの重要なコメントと発言を考慮しつつ、総会が第三回総会で採択するであろう勧告に従って、この最終文書とともに軍縮特別総会のすべての公式記録を、軍縮問題を取り扱う適切な審議機関および交渉機関に送付するよう要請される。特別総会の審議のために提出されたいくつかの提案が以下に列挙される。

(a) 軍縮および特に核軍縮に関するルーマニアの立場に関して一九七八年五月九日に採択されたルーマニア共産党中央委員会の決定のテキスト。⁽¹²⁾

(b) 第一〇回特別総会で審議されるべき諸問題に関するスイス政府の見解。⁽¹³⁾

(c) 軍備競争を停止させる実際的措施に関するソビエト社会主義共和国連邦の提案。⁽¹⁴⁾

(d) 国際衛星監視機関の設置に関するフランスの覚書。⁽¹⁵⁾

(e) 国際軍縮研究所の設置に関するフランスの覚書。⁽¹⁶⁾

- (f) 世界軍縮機構の設置に関するスリランカの提案。(17)
- (g) 「包括的実験禁止の地震学的検証への貢献」と題するドイツ連邦共和国により提出された作業文書。(18)
- (h) 「ドイツ連邦共和国の国際的化学兵器検証作業場への招請」と題するドイツ連邦共和国により提出された作業文書。(19)
- (i) 軍縮に関して中国により提出された作業文書。(20)
- (j) 世界的な信頼形成措置条約の準備に向けての第一歩としての信頼形成措置地帯に関するドイツ連邦共和国により提出された作業文書。(21)
- (k) 軍備管理および軍縮を促進させるはずみのシステムを設置する可能性の研究のためのアイルランド提案。(22)
- (l) 軍縮分野の諸提案の統合に関するルーマニアにより提出された作業文書。(23)
- (m) 国連平和維持予備軍の設置に関し、および演習の通告、演習への監視員招請およびそのような措置を研究し促進する国連のマシナリーを含む信頼形成措置およびさまざまな地域の安定措置に関するアメリカ合衆国による提案。(24)
- (n) 戦争科学機関の設置の可能性に関するウルグアイの提案。(25)
- (o) 紛争の平和的解決および平和維持における国連の安全保障の役割強化に関するベルギー、カナダ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、スウェーデン、英国および米国の提案。(26)
- (p) 開発のための国際軍縮基金の設置に関するフランスの覚書。(27)
- (q) 「新兵器の軍備管理軍縮努力に対する影響の評価」と題するノールウェーの提案。(28)
- (r) 通常兵器の制限に関するアヤチュコ宣言の諸原則を再確認するアルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、パナマ、ベルーおよびヴェネズエラの外務大臣によつて一九七八年六月二日ワシントンで署名されたテキストを送付する口上書。(29)
- (s) 「軍縮に関する新しい哲学の宣言」と題するリベリアの覚書。(30)
- (t) 第一〇回特別総会の最終文書草案に関し一九七八年六月二日に中国の代表が行なった声明。(31)
- (u) キプロス共和国の全面的非軍事化と軍縮並びに国連決議の履行のためのキプロス大統領による提案。(32)

(v) 軍備競争を停止させる経済的社会的誘因に関するコスタリカの提案。⁽³³⁾

(w) 第一〇回特別総会の最終文書草案に対し中国により提出された修正。⁽³⁴⁾

(x) 核軍備競争停止戦略の履行のためのカナダの提案。⁽³⁵⁾

(y) 核兵器実験停止の緊要性に関するキプロス、エチオピア、インドにより提出された決議案。⁽³⁶⁾

(z) 核兵器不使用および核戦争防止に関するエチオピアおよびインドにより提出された決議案。⁽³⁷⁾

(aa) 地中海における平和地帯の設置に関する非同盟諸国の提案。⁽³⁸⁾

(bb) 軍事予算に対する課税のためのセネガル政府による提案。⁽³⁹⁾

(cc) 作業文書 A/A.C. 187/109 の加盟国への送付および検証問題に関する彼らの見解の確認のためのオーストリアによる提案。⁽⁴⁰⁾

(dd) 外国領土にある外国軍事基地の解体および外国領域からの外国軍隊の撤退のための非同盟諸国による提案。⁽⁴¹⁾

(ee) 軍縮措置の結果として解放される基金を開発のために利用するため国連開発計画の中に暫定的にアド・ホック口座を開く

ためのメキシコによる提案。⁽⁴²⁾

(ff) 国連憲章第二六条に従った軍縮の分野における安全保障理事会の役割についてのイタリアの提案。⁽⁴³⁾

(gg) 国際軍縮機構の設置の研究についてのオランダの提案。⁽⁴⁴⁾

126 (国連加盟国の決意) この最終文書を採用するに際して、国連加盟国は、全面完全軍縮のために努力すること、並びに、平和と国際安全保障の強化、戦争特に核戦争の脅威の除去、軍備競争を停止させ逆行させるための実際の措置の履行、紛争の平和的解決のための手段の強化、軍事支出の削減およびそのように解放された資源をすべての人民の福祉の促進および開発途上国の経済状況の改善に役立てるような利用、を目ざした集団的努力をさらに行なうという決意を厳粛に再確認する。

127 (特別総会の成果) 総会は、軍縮特別総会に提出された諸提案およびそれに関する審議により、宣言もしくは行動計画またはその両方において上述の諸目的の履行のための基本原則、目標、優先順位、手続をこの最終文書において再確認し定義しえたことに満足を表明する。総会はまた、審議機関および交渉機関に関して重要な決定が合意されたことを歓迎し、これらの機関がその任務を効果的に遂行することを確信している。

128 (特別総会の評価) 最後に、一般討議に参加した国家の数、並びに高いレベルの代表およびその討議の深さと広さは軍縮努力の歴史の中に先例のないものである。いくつかの国家または政府の元首が総会で演説を行なった。さらに、その他の国家または政府の元首が声明を送り、特別総会の成功を祈ることを表明した。専門機関および国連システム内のその他の機関および計画のいく人かの高官達並びに二五の非政府間機構および六の研究所の代表者達もまた特別総会の議事に有益な貢献をなした。さらに、特別総会は軍縮分野における国連の努力の終りを示すものではなく、その努力の新しい段階の始まりを示すものであるということが強調されなければならない。

129 (特別総会の意義) 総会は、特別総会における軍縮問題の討議およびその最終文書がすべての人々の注意を引きつけ、さらに世界世論を動員し、軍縮という大目的のための力強いはずみを与えるであろうことを確信している。

第二七回本会議

一九七八年六月三〇日

- (1) General Assembly resolution 2826 (XXV), annex.
- (2) General Assembly resolution 2625 (XXV), annex.
- (3) United Nations, *Treaty Series* vol. 634, No. 9068.
- (4) General Assembly resolution 2373 (XXII), annex.
- (5) See A/C.1/32/7.
- (6) League of Nations, *Treaty Series* vol. XCIV (1929), No. 2138.
- (7) General Assembly resolution 2660 (XXV), annex.
- (8) General Assembly resolution 2222 (XXI), annex.
- (9) See A/100/4, annex.
- (10) A/S-10/9.
- (11) See A/S-10/PV. 1-25, A/S-10/1-14 and 17, A/S-10/AC.1/PV. 1-16, A/S-10/AC.1/1-40, A/S-10/AC.1/L.1-17.
- (12) A/S-10/14.
- (13) A/S-10/AC.1/2.
- (14) A/S-10/AC.1/4.
- (15) A/S-10/AC.1/7.
- (16) A/S-10/AC.1/8.

- (17) A/S-10/AC. 1/9 and Add. 1.
- (18) A/S-10/AC. 1/12.
- (19) A/S-10/AC. 1/13.
- (20) A/S-10/AC. 1/17.
- (21) A/S-10/AC. 1/20.
- (22) A/S-10/AC. 1/21.
- (23) A/S-10/AC. 1/23.
- (24) A/S-10/AC. 1/24.
- (25) A/S-10/AC. 1/25.
- (26) A/S-10/AC. 1/26 and Corr. 1 and 2.
- (27) A/S-10/AC. 1/28.
- (28) A/S-10/AC. 1/31.
- (29) A/S-10/AC. 1/34.
- (30) A/S-10/AC. 1/35.
- (31) A/S-10/AC. 1/36.
- (32) A/S-10/AC.1 /39.
- (33) A/S-10/AC. 1/40.
- (34) A/S-10/AC. 1/L. 2-4, A/S-10/AC. 1/L. 7 and 8.
- (35) A/S-10/AC. 1/L. 6.

- (36) A/S-10/AC. 1/L. 10.
- (37) A/S-10/AC. 1/L. 11.
- (38) A/S-10/AC. 1/37, para. 72.
- (39) A/S-10/AC. 1/37, para. 101.
- (40) A/S-10/AC. 1/37, para. 113.
- (41) A/S-10/AC. 1/37, para. 126.
- (42) A/S-10/AC. 1/37, para. 141.
- (43) A/S-10/AC. 1/37, para. 179.
- (44) A/S-10/AC. 1/37, para. 186.

筆者注——第二一〇項で言及されている軍縮委員会(CD)の構成国は以下の四〇国であることが九月二二日に決定された。中国、フランス、ソ連、英国、米国の五核兵器国と、軍縮委員会会議(CCD)のメンバーであったアルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、カナダ、チエコスロバキア、エジプト、エチオピア、東ドイツ、西ドイツ、ハンガリー、インド、イタリア、日本、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、ユーゴスラヴィア、ザイールに、新しくアルジェリア、オーストラリア、ベルギー、キューバ、インドネシア、

ケニア、スリランカ、ヴェネズエラを加えた三五の非核兵器
国。